

韓国知的財産ニュース 2017 年 1 月後期

(No. 335)

発行年月日：2017 年 2 月 3 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、1 月 15 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律 (2017. 1. 17)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、海外進出企業の知財権保護に 183 億ウォン投入 (2017. 1. 17)
- 2-2 2017 年優秀特許創出支援事業を施行 (2017. 1. 18)
- 2-3 特許庁、先行技術調査専門機関登録制度を導入 (2017. 1. 20)
- 2-4 特許庁、知財教育先導大学を選定 (2017. 1. 23)
- 2-5 2017 年度特許庁業務計画 (2017. 1. 25)
- 2-6 欧州統合特許法院の設立に向けた動きが本格化 (2017. 1. 31)
- 2-7 特許庁、「2016 年知的財産活動実態調査」を発表 (2017. 1. 31)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 現代・サムスン重、大宇造船相手「LNG 特許無効審判」勝訴 (2017. 1. 18)

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 IP-NAVI 利用、大幅増大 (2017. 1. 23)
- 5-2 高齢者の生活支援技術に関する特許出願が活発 (2017. 1. 24)
- 5-3 2016 年産業財産権出願、6 年ぶりに減少へ (2017. 1. 31)

法律、制度関連

1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律

韓国特許庁(2017.1.17.)

<改正理由及び主要内容>

現行法によると、特許庁長及び地方自治団体の長は、不正競争行為などの違反行為を確認するために必要な場合、関係公務員が営業施設又は製造施設に出入りし、関係書類や帳簿・製品などを調査・検査することができるようにし、法執行の実効性を向上させている。

しかし、他人が製作した商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与・展示する行為などの不正競争行為は、調査・検査の対象から除外されており、行政庁でこのような不正競争行為を確認することに限界があるのが実情である。

これを受け、行政庁の調査・検査対象となる不正競争行為の範囲に、他人が製作した商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与・展示する行為などを追加し、これを違反した時3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処するように改正する。

<施行日>

この法は公布の日から6カ月が経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 特許庁、海外進出企業の知財権保護に183億ウォン投入

電子新聞(2017.1.17.)

韓国特許庁は、海外進出した中小・中堅企業の知的財産権の保護に向け2017年183億ウォンの予算を投入すると発表した。

特許庁は、全世界12カ所に設置された海外知的財産センター(IP-DESK)を通じて知的

財産権の相談や商標出願費用・知財権の税関登録費用の支援、現地侵害調査の支援を行い、中国・アセアンなど、韓流人気地域における K-ブランドの無断使用やオンライン上の模倣品流通へ対応する一方で、輸出企業の知財権紛争の対応能力強化に向けたコンサルティング、訴訟保険などの事業を支援している。

2016 年には IP-DESK の知財権相談が 6,833 件、商標出願支援が 1,111 件などと、海外現地における支援が活発に行われた他、紛争コンサルティングは前年比 40%増の 487 社を、訴訟保険は前年比 48%増の 220 社を支援した。

2017 年にはまず、K-ブランドの保護、韓流コンテンツ IP の事業化に重点を置く計画だ。特に、韓流ドラマの大ヒットで海外の著作権収益は大幅に増加したものの、商標権やデザイン権など産業財産権の保護に対する認識不足及びこれを活用した付加収益の創出が不十分な状況を改善するために、放送局のドラマやバラエティなど、韓流コンテンツの IP について企画段階から事業化を念頭に置いた保護戦略の構築を本格的に支援する。

第二に、中小・中堅企業の知財権分野の海外インフラとしての役割を担っている IP-DESK の中で、専門人材がいない中国(3カ所)、ベトナム、ドイツに弁理士、弁護士などを採用して品質の高い法律サービスを提供する。

第三に、悪意的な商標無断登録による被害を減らすために、現地の出願段階から現地人の無断使用・登録行為を早期に摘発できるシステムを新たに構築し、韓国企業の早期対応を支援する。

第四に、企業の要望を反映して多年度保障が可能な中長期訴訟保険商品の開発を進め、紛争の長期化を考慮した多年度コンサルティングや品質管理に向けた PM(Project Manager)制度の導入などを通じてコンサルティング支援事業の全般的な管理体制を改善する計画だ。

一方、韓国生産性本部の調査によると、2016 年コンサルティング支援を通じた紛争対応のコスト削減や被害防止などによる経済的効果は約 888 億ウォンで、政府支援予算 90 億ウォンの約 10 倍に達しており、今後も引き続き予算の拡大を推進していく計画だ。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「このような支援事業を通じて韓

国企業が海外で権利を確保し紛争で勝利することを期待する。外交部や関税庁など政府関係機関と韓国知識財産保護院、KOTRA など、知財権保護専門機関と積極的に協力して韓国企業の海外進出を積極的に支援していきたい」と述べた。

2-2 2017年優秀特許創出支援事業を施行

韓国特許庁(2017.1.18.)

韓国特許庁は、大学・公共研究機関が付加価値の高い中核・源泉特許を確保することを後押しするため、2017年政府 R&D 優秀特許創出支援事業の推進計画を確定して施行すると明らかにした。

政府 R&D 優秀特許創出支援事業とは、特許戦略専門家と特許分析機関からなる支援専当チームが大学・公共研究機関の進める研究開発課題に関連する特許を綿密に分析して、優秀特許を創出するための特許中心の総合 R&D 戦略の策定を支援する事業である。

2012~2015年の支援成果を追跡調査した結果、政府 R&D の平均に比べ優秀特許比率*は 33%高く(11%vs14.6%)、課題 1 つ当りの技術移転も 2.1 倍(9.2%vs19.0%)活発に行われた他、技術移転契約 1 件当たりの技術料の収入も 2.6 倍(54 百万ウォン vs143 百万ウォン)高くなっており、この事業を通じて創出された特許の質的水準と産業界での活用価値が高いことが分かった。

*韓国発明振興会のオンライン特許価値評価システム(SMART)上位 3 等級の割合

今年は計 63.6 億ウォンを投入して前年比 28 増えた 162 の課題を支援する。

このうち、特許中心の総合 R&D 戦略を策定する「特許戦略(IP-R&D)支援事業」は、主に研究開発の初・中期段階にある 78 の課題(総事業費 46.8 億ウォン)を支援する。特許に対する考慮なしに研究開発を進める場合に発生する重複投資や特許紛争の問題を解消するために、既存の特許を分析して優秀特許を確保できる研究開発の方向及び特許障壁に対応できる戦略を提供する。

また、「特許設計支援事業」では、研究開発の完了段階にある 84 の課題(総事業費 16.8 億ウォン)について支援を行う。これまで研究結果物が優れていても特許の作成過程にお

いて強い権利に完成させるための工夫が不足していたため、実際に特許紛争が発生した時に保有特許が本来の役割を果たせなかった。これを受け、権利範囲が広い、強い特許権を確保できるよう最適の国内外の特許明細書の作成を支援する。

特に、今年の特許分析を通じて優秀特許が創出されたら、すぐ活用までつながるように、各関係機関の技術移転・事業化の支援施策と連携して推進する予定であり、これによって大学・公共研究機関の未活用特許の発生を事前に防ぐことができるものと期待される。

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「国家研究開発の成果物が将来の事業化過程で、特許紛争に巻き込まれない強い特許になるためには、徹底した特許分析を通じて戦略的に研究を進めることが肝要である。技術移転・事業化支援と連携して事業効果を最大化するよう努力する」と述べた。

2-3 特許庁、先行技術調査専門機関登録制度を導入

韓国特許庁(2017. 1. 20.)

韓国特許庁は1月24日(火)午後2時、先行技術調査専門機関登録制度の説明会を韓国知識財産センターの大会議室で開催すると明らかにした。

特許庁は、特許審査業務の一部である先行技術調査業務を外部の専門機関に外注している。これを通じて、過度な審査業務の負担を緩和して迅速な審査処理期間を維持し、審査品質を高めてきた。

しかし、これまでは指定された専門機関に限って先行技術調査事業に参加しており、専門性のある小規模会社の新たな参入が難しかった。これを受け、特許庁は特許先行技術調査専門機関登録制度を導入し、専門機関の自律競争体制を強化し調査品質を向上させる計画だ。

今回の説明会では、従来に指定された専門機関及び新たに先行技術調査専門機関として登録を受けようとする知的財産サービス会社などを対象に、専門機関登録制度の具体的な内容と日程について説明を行い、業界の様々な意見を聴取する予定だ。

特許庁のパク・ジョンジュ特許審査企画課長は「今回の説明会が技術的・法律的専門性を備えた企業が先行技術調査事業に参加する上で参考になることを願う。専門機関の競争体制が強化され、調査の品質が向上すれば、最終的には審査サービスの質の向上につながると思う」と話した。

2-4 特許庁、知財教育先導大学を選定

韓国特許庁(2017. 1. 23.)

韓国特許庁は延世(ヨンセ)大学、嶺南(ヨンナム)大学、済州(チェジュ大)大学、ソウル科学技術大学と第6次知的財産教育先導大学事業を運営していくことで合意した。

特許庁は、今回の合意によって知的財産教育先導大学を済州地域を含め全国へと拡大させることで圏域ごとに知財教育ハブが構築され、知的財産能力を備えた創意的な人材がさらに多く輩出されることを期待している。

これまで先導大学として指定された大学が知財専門教授を採用し、学校の実情に合わせた知財教育システムを開発した結果、2016年は1,023の講座が開かれ、29,014人が教育を履修し、事業の前に比べると、知的財産講座は20倍、受講人数は15倍増加した。

特に、今回選定された第6回知的財産教育先導大学はIP R&D教育など実用的な知的財産教育を強化する一方、大学内、知的財産教育の定着に向けた制度的なインフラ構築などに重点を置くだろう。

具体的にみると、延世大学は学部及び大学院の知的財産能力を高めるため、起業対応型教育、体験・実務型教育をIP R&D教育と連携させるなど、教育の基盤を整える計画だ。

嶺南大学は大邱・慶北地域における知的財産教育拠点大学として、融合・複合基盤の実用的な知財講座を開設し、これを通じて持続可能な知財教育システムを構築する予定だ。

済州大学校は、済州地域における知財教育のハブとして知的財産連携専攻を新設し、知的財産教育認証制度を施行して知的財産教育システムを構築する一方で、大学の特性化や地域戦略事業をも反映した地域共感型知的財産教育課程を運営する計画だ。

ソウル科学技術大学は、知的財産相談所の常時運営など現場密着型知的財産教育プログラムを運営し、理工系技術・知的財産・経営起業などが融合した知的財産複数学位課程の開設を目標に事業を推進する予定だ。

チェ・ドンギョ特許庁長は「数学・科学が学問研究の土台というなら、知的財産教育は R&D の実を結ぶのに欠かせない教育であって、国家 R&D の競争力強化に向けて非常に重要である。大学に知的財産教育を普及させるために、持続的に政策的支援を拡大していく計画だ」と述べた。

2-5 2017 年度特許庁業務計画

韓国特許法院(2017. 1. 25.)

特許庁は 1 月 24 日(火)、「第 4 次産業革命に備えた国家知的財産の競争力強化」に向けた 2017 年業務計画を発表した。

同計画には、この 4 年間特許庁の政策推進の成果と評価を基に、2017 年主要政策に対する推進方向及び具体的な実行計画が盛り込まれている。

特許庁はこれまでクリエイティブなアイデアが創業と雇用の創出につながる知的財産生態系を作るために努力してきた。

内部的には、審査・審判業務に集中できる環境を整えるとともに、対外的には韓国中小企業が知的財産権を通じてグローバル企業に成長できるよう多様な政策を推進した。

<代表的な成果>

*特許登録率/拒絶不服率：(2013 年) 67.5%/11.9%→(2016 年) 59.2%/8.1%

*韓国の標準特許保有率：(2013 年) 394 件→(2016 年) 824 件

*IP 金融支援：(2013 年) 759 億ウォン→(2016 年) 3,035 億ウォン

今年の政策目標は「知的財産の創出・保護・活用体制の先進化」と設定し、様々な施策を推進する計画だ。細部的には、次の 4 つの分野の 12 の課題を重点的に推進する。

①信頼される審査・審判サービスの提供

- ②知的財産による新たな市場・雇用の創出
- ③知的財産保護の強化による企業革新の支援
- ④未来に備えた知的財産生態環境の造成

これを通じて、特許庁は第4次産業革命時代の中核要素である強くかつ柔軟な知的財産制度を構築し、韓国企業が世界市場で堂々と競争して成長できるように積極的に支援する予定だ。

特許庁が発表した2017年業務計画の主要内容は以下の通りである。

1. コミュニケーションと協力で信頼できる審査・審判サービスを提供する。

(1) 品質向上のための疎通型審査協力の強化

①審査処理期間は先進国水準(特許10ヵ月、商標・デザイン5ヵ月)を維持しつつ、品質中心の審査サービスを提供するために、産業現場の専門家や先行技術調査員など現場とのコミュニケーションと協力を強化する。

- 人工知能・モノのインターネット・自主走行自動車などの融合・複合技術を中心に、専門分野が異なる審査官間での協議審査を活性化させ、
- 産業現場の専門家との協議を通じて、現場の技術資料と業界の実情を審査に活用する公衆審査を拡大する。
- 先行技術調査員が審査官と対面して先行技術及び登録可否に関する検討意見まで提示する審査協力型の先行技術調査を強化し、
 - *全体の調査に占める審査協力型調査の割合(%): (2015)30→(2016)60→(2017)70
- 先行技術調査専門機関登録制度を実施して専門性のある新規機関の参加を拡大し、品質競争体制を強化する。

②米国と施行中の特許共同審査(CSP)¹を中国などに拡大し、外国特許庁とのPCT協力審査(CS&E)²を新たに推進するなど、主要国との審査協力も強化する。

¹ Collaborative Search Program : 出願人が韓国に米国と同一な発明を出願した後、共同審査を申請する場合、審査に必要な先行技術情報を両国審査官が共有し、他の出願件より早く処理する国家間審査協力プログラム(2015年9月1日施行)

² Collaborative Search & Examination : 外国特許庁と共同でPCT国際調査を遂行する制度

③第4次産業革命など、トレンドに合わせて現場中心の専門教育を拡大し、審判官の資格要件を強化して審査・審判の専門性を高める。

(2) 不良特許防止・迅速な紛争解決のための特許制度改善

①迅速かつ簡単に特許を再検証できるよう、略式審判型の特許取消申請制度を施行する。
(2017. 3. 1)

②企業など紛争当事者の負担を軽減し、国際的な流れを反映するために、紛争解決制度の合理的な改善を推進する。

(3) 知的財産行政サービスの品質向上

①審査通知書・審決文の誤謬自動点検システムの改善など、高品質の審査・審判を支援するため、特許情報システムを高度化する。

②知的財産情報サービス企業の創業を促進し、成長を支援するために創業者及びスタートアップ企業に知的財産データを無償で開放する。

2. 強い知的財産によって新しい市場と雇用を創出する。

(1) 源泉・標準特許の創出支援

①第4次産業革命の核心分野に対するIP(知的財産)-R&D連携戦略を重点支援して、中小・中堅企業の新成長エンジンを発掘する。

*9 大国家戦略プロジェクト、産業部・未来部の8大スマート技術などと連携支援

②R&D全過程において「R&D-特許-標準化」の連携体制を強化して、中小・中堅企業の標準特許創出能力を高める。

③中小企業需要技術に対する公共(研)の優秀特許の創出を支援し、他省庁の技術移転・事業化事業と連携を推進する。

*公共(研)と共同で企業注文型の特許技術開発「IP-Dream Lab」プロジェクトを推進

(2) 知的財産基盤の創造企業の育成

①「IP 経営支援団³」が中小企業の IP に係る隘路事項を常時見つけ出し、直接訪問して支援するリアルタイム現場密着型支援体制を構築する。

②輸出成長潜在力の高い企業をグローバル IP 企業に選定(570 社)し、企業の需要に応じて海外出願などを支援する。

③知的財産関連費用*を「先融資・後長期分割返済」の形で支援して企業の負担を分散・緩和する「特許控除事業⁴」を導入する。

*海外出願、国内外の産業財産権関連の審判・訴訟、特許保証、特許価値評価など

(3) 知的財産金融の活性化及び技術移転の促進

①優秀特許を保有しているスタートアップに対して、創業初期は母胎ファンドを通じた IP 投資、一定の売り上げが発生した後は IP 保証・融資・後続の投資を通じて成長段階ごとに IP 金融を支援する。

*スタートアップ IP 価値評価ファンド、公共技術事業化ファンドなど 4 つのファンドを造成(600 億ウォン)

②技術保証基金の IP 価値評価保証書を基に融資の優遇金利を与える「優秀 IP 保有企業向け融資商品」の発売を支援する。

*IP 金融取扱銀行:(2016)産業・企業・国民銀行→(2017)新韓・ウリ・ハナ銀行を追加

③有望な技術分野別 IP 活用ネットワーク(IPLUG)を拡大して、需要者・供給者のマッチングを通じて大学・公共(研)の技術移転を促進する。

*技術分野別 IPLUG:(2016)モノのインターネットなど 6 分野→(2017)ロボットなど 8 分野

3. 知的財産保護を強化して企業革新を支援する。

(1) 中小・ベンチャー企業のアイデア・技術保護の強化

①人の努力にただ乗りして模倣する行為自体を規制するために、アイデアの奪取・使用行為を不正競争行為類型として新たに規定する。

³ 地域知識財産センター(RIPC)の特許・ブランド・デザイン専門コンサルタント 70 人で構成

⁴ 加入者が毎月納入する控除賦金は複利で積み立て、積み立てられた元利金は控除解約時に支給可能で、控除自由発生時に関連費用を先に借りて 5 年間無利子で分割返済

*「アイデアの奪取・使用行為」に対する民事救済(禁止請求、損害賠償請求など)可能

②第4次産業革命時代に新たに登場する不正競争行為を予め保護するために、不正競争行為の包括規定を導入する。

*不正競争行為の類型を個別的に列挙する現行の体系から「包括的定義及び例示条項」体系に転換し、新規の類型に対する拡張性や柔軟性を確保

③不正競争行為に対する刑事処罰体制「過料の賦課」を追加して迅速な被害者救済と違反の軽重による適正制裁も推進する。

(2) 知的財産保護執行力の向上

①模倣品流通の撲滅に向け、中国当局と協力して中国に逃げた商標権侵害業者を取り締まり、輸入の通関段階では、関税庁との捜査協力を拡大する。

②知財保護の執行を強化するために、商標権特別司法警察隊の組織拡大*を推進し、オンラインショッピングモール業者と知財権虚偽表示防止に向けた協力体制を構築する。

*(地域事務所)大邱・光州2カ所増設/(捜査人員)10人増員

(3) 海外知的財産権紛争への対応支援

①輸出企業の知財権保護のために海外知識財産センター(IP-DESK)の専門性を強化し*、模倣品の流通経路や侵害調査会社などの情報を企業に提供するなどして現地の支援体制を強化する。

*中国(上海・広州・清道)、ベトナム、ドイツに専門人材(弁護士・弁理士など)を拡充

②放送局の韓流ドラマやバラエティなど、韓流コンテンツの企画段階からIP保護体制を構築し、予め韓流の知財権を保護する。

4. 未来に備えた知的財産生態環境を造成する。

(1) 生涯周期別の知的財産教育体制の構築

①発明教育の拡大を通じたクリエイティブな知財人材の養成に向け「発明教育活性化支援法」の制定を支援し、発明教育センターとIP強小企業などをマッチングして、仮想現実などの体験型発明教育を実施する。

②知的財産教育先導大学に「知的財産教育認証トラック*」を導入し、知的財産複数学位制度を新設・運営(2校)する。

*一定単位以上知的財産教育を履修すれば、卒業状に明記し、又は認証書を授与

③弁理士資格の取得のための現場実務修習を実施し、弁理士も侵害訴訟代理人になれるようとする弁理士法の改正*を支援する。

*チュ・グァンドク議員及びキム・ビョングァン議員が改正案を発議し、現在、国会の産業通商資源委員会に保留中

(2) 新技術の出現に備えた先導的知的財産の研究強化

①人工知能創作物に対する制度的保護策など、新技術の発展に伴って生まれる知財権問題を検討する。

②特許技術が含まれたソフトウェアのオンライン流通(送信)も侵害行為に含め、特許法で明確に保護されるよう法令の改正を推進する。

*現在では、特許技術が含まれたプログラムを記録媒体(CDなど)で無断で流通すると特許侵害に該当するが、オンライン流通行為が侵害に当たるかどうかは不明確

(3) グローバル知的財産協力の拡大

①知的財産主要国5カ国間の協議体(IP5・TM5・ID5)を通じて審査協力などIP5協力課題の推進を促進し、国際規範の議論を主導する。

②アラブ首長国連邦(UAE)との特許審査協力をモデルにして中東・アセアンなどの新興市場に対する特許行政の輸出を拡大する。

*特許審査代行(2014)、特許情報システム輸出(2016)及び特許審査組織設計コンサルティング(2017)

2-6 欧州統合特許法院の設立に向けた動きが本格化

韓国特許庁(2017.1.31.)

欧州の統合特許法院協定(Agreement on United Patent Court、UPCA)の発効への道筋がつけられ、今年末には統合特許法院の運営が開始される見通しとなった。

EU 単一特許制度 (Unitary Patent) * の導入と並行して推進されている統合特許法院制度は既存の「欧州特許」と新たに導入する予定である「EU 単一特許」に対する侵害事件と無効事件を担当する特許法院をパリ、ミュンヘン、ロンドンに設立することを柱としている。

*欧州特許庁 (EPO) に英語、ドイツ語、フランス語のうち 1 つの言語で作成された出願書を提出して特許に登録されれば、EU 加盟国全体において特許の権利行使が可能な制度のこと。既存の「欧州特許」は EPO の審査結果、特許が付与されれば、各国の言語に翻訳して国ごとに登録手続きを行うことが必要である。

当初 2016 年に各国の条約批准手続きを完了し、2017 年初めには運営を開始する予定だった統合特許法院制度は、批准が必ず必要なイギリス、ドイツ、フランス 3 カ国のうち、フランスだけが批准を完了した状態でイギリスがブレグジット (Brexit) を宣言したことによって施行が不透明になった。

しかし、イギリス政府が UPCA 批准の意思を 2016 年 11 月に表明し、12 月にはドイツが UPCA 批准に向けた立法手続きを再開することで、関連準備を総括している統合特許法院準備委員会 (Preparatory Committee) は今年 12 月から統合特許法院を運営する計画であることを公式に発表することになった。

準備委員会は、UPCA の発効に向けた最初の準備段階の UPC 臨時適用段階 (Provisional Application Phase) が今年 5 月に開始される予定であり、これによって職員及び判事の任命、管理組織を含めた関連機関の設立などの措置が進められる予定だ。

また、統合特許法院が設立された後、本人が保有している欧州特許に対する管轄権が統合特許法院で一定期間 (7 年) 扱われないことを希望する権利者には 2017 年 9 月初めから UPC の施行日まで最小 3 ヶ月間、忌避申請 (Opt-out) ができる期間を提供する計画という。

特許庁のパク・ヨンジュ国際協力課長は「欧州統合特許法院の設立計画が具体化しているのは不確実性の解消の面からみると肯定的だ」と評価し、「韓国企業が EU 単一特許

と統合特許法院の施行有無やその時期について持続的にモニタリングすることが必要である」と強調した。

2-7 特許庁、「2016年知的財産活動実態調査」を発表

韓国特許庁(2017.1.31.)

特許庁は『2016年知的財産活動実態調査』の結果、国内企業の職務発明補償制度の導入率が着実に増加(2015年55.6%→2016年60.2%)していると発表した。

<知的財産活動実態調査>

(調査機関) 2016年8月8日～11月7日(3カ月、韓国知識財産研究員遂行)

(調査対象) 知的財産活動実績のある企業及び大学・公共(研)

-産業財産権2件以上出願(2013～2014年)及び1件以上登録(2011～2015年)

した企業及び大学・公共(研)から抽出・調査

-母集団: 26,199個(企業25,947社、大学・公共(研)252カ所)

-標本: 4,667個(企業4,415社、大学・公共(研)252カ所)

-最終回答: 1,408個(企業1,210社、大学・公共(研)198カ所)

特に、大企業と中堅企業の職務発明補償制度の導入率が大幅に増加した(大企業: 2015年77.7%→2016年91.7%、中堅企業: 2015年71.6%→2016年86.1%)。しかし、中小企業における職務発明導入の割合は依然として低迷しており(2015年46.2%→2016年48.8%)、中小企業の職務発明制度導入の拡大に向けた認識向上及び政策的支援が必要なものとみられる。

知的財産インフラの面では、担当組織*を保有している企業の割合は小幅に減少したが(2015年75.1%→2016年72.9%)、独立した部署及び専門担当人材(以下、専担人材)の保有比率は増加した(独立部署保有2015年5.9%→2016年8.2%、専担人材: 2015年20.6%→2016年22.0%)。これは、企業や大学・公共(研)が知財紛争への対応及び活用強化に向け、知的財産人材の確保に努力した結果と評価される。

*知的財産担当組織: 法務/研究開発部署、独立専担部署、その他の部署

知的財産活用の面では、企業の特許活用比率が小幅減少しており(2015年 77.4%→2016年 75.3%)、これから高品質の知的財産権の創出とともに知財権の取引・移転・事業化を通じた知的財産の付加価値の活用戦略を積極的に推進しなければならないものとみられる。

知的財産保護のための予備評価の修行比率は小幅上昇したが(2015年 39.3%→2016年 40.1%)、他の項目に比べて相対的に低い水準であり、予備評価の拡大に向けたより積極的な広報が求められる。

<主な調査結果>

1. 企業の職務発明制度の導入

職務発明補償規定を保有・活用する比率は 60.2%で前年比 4.6 ポイント増加

※職務発明補償制度導入の割合(企業):2015年 55.6%→2016年 60.2%

*大企業:77.7%→91.7%、中堅企業:71.6%→86.1%、中小企業:46.2%→48.8%

2. 企業のインフラ保有

知的財産担当組織*を保有している企業の割合は小幅減少したが、独立専担部署の保有比率及び専担人材の保有比率は増加

*知的財産担当組織:法務/研究開発部署、独立専担部署、その他の部署

-担当組織を保有している比率は 2016年 72.9%で、前年比 2.2 ポイント減少

※担当組織保有比率(企業):75.1%(2015年)→72.9%(2016年)

-独立専担部署として保有している割合は 2016年 8.2%と前年比 2.3 ポイント増加し、専担人材を保有している比率も 2016年 22.0%と前年比 1.4 ポイント増加

※独立専担部署として保有している比率(企業):5.9%(2015年)→8.2%(2016年)

※専担人材の保有比率(企業):20.6%(2015年)→22.0%(2016年)

3. 企業の知財活用

企業の保有特許に占める活用特許の割合は小幅減少したが、事業化の比率は増加

-企業の保有特許比の活用比率は 2016年 75.3%と 2.1 ポイント減少したが、事業化の比率は 2016年 57.8%と 0.5 ポイント増加

※特許の活用比率(企業):77.4%(2015年)→75.3%(2016年)

※特許の事業化の比率(企業):57.3%(2015年)→57.8%(2016年)

4. 企業の知的財産保護

出願などに先立ち、予備評価を行う企業の割合が増加しており、公式的な権利保護手続を行う企業の割合も増加

-出願などに先立ち、予備評価を行う企業の割合は2016年40.1%で前年度比0.8ポイント増加

※予備評価、修行の割合(企業):39.3%(2015年)→40.1%(2016年)

-産業財産権の出願などの公式的な権利保護手続を行う企業の割合も2016年80.4%で前年度比9.2ポイント増加

※公式的な権利保護手続き進行の割合(企業):71.2%(2015年)→80.4%(2016年)

5. 大学・公共(研)のインフラ保有

大学・公共(研)の知的財産担当組織の保有比率が増加しており、担当者の保有比率も増加

-担当組織の保有比率は2016年96.9%で前年比0.8ポイント増加し、担当者の保有比率も2016年52.6%で前年比1.4ポイント増加

※担当組織保有比率(公共):96.1%(2015年)→96.9%(2016年)

※担当者の保有比率(公共):51.2%(2015年)→52.6%(2016年)

6. 大学・公共(研)の知的財産活用

大学・公共(研)の保有特許に占める活用特許の割合は2016年34.6%で、前年比1.7ポイント増加

※特許の活用比率(公共):32.9%(2015年)→34.6%(2016年)

7. 大学・公共(研)の知的財産保護

出願などに先立ち、予備評価を遂行する割合は63.8%(2016年)で、前年度比2.0ポイント増加

※予備評価修行割合(公共):61.8%(2015年)→63.8%(2016年)

<活用計画>

特許庁は今回の調査結果の発刊物を関係機関や各省庁に配布し、関連政策の推進に積極的に反映する計画だ。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 現代・サムスン重、大宇造船相手「LNG 特許無効審判」勝訴

電子新聞(2017.1.18.)

造船業界の構図を左右する特許判決が出た。

現代重工業とサムスン重工業が大宇造船海洋を相手に提起した「LNG 運搬船部分再液化技術」の特許無効訴訟で勝訴した。

特許法院は今月の 13 日、現代重工業とサムスン重工業が提起した 2 件の特許無効訴訟において、大宇造船海洋が保有している LNG 運搬船部分再液化技術は従来技術と相違点がないとして特許登録無効判決を下した。

「LNG 運搬船部分再液化技術」は、LNG 船船倉で自然気化するガス (BOG) を再び液化させて燃料として使用する技術である。船舶の燃費と環境規制の強化などによって需要が大きく増えた技術である。

これに先立ち、大宇造船海洋は 2014 年 1 月「LNG 運搬船部分再液化技術」の特許を登録した。

当時、現代重工業とサムスン重工業は普遍化している「部分再液化技術」に対する特許権の付与と大きく反発し、結局特許訴訟に発展した。

現代重工業は 2014 年 12 月、サムスン重工業は 2015 年 3 月にそれぞれ大宇造船海洋を相手取って特許審判院に LNG 運搬船部分再液化技術の関連特許 2 件について無効審判を提起した。



＜サムスン重工業の液化天然ガス船＞

特許審判院は2015年5月、大宇造船特許が有効として原告の請求を棄却した。しかし、特許法院が審判院の決定を覆した。

大宇造船が自社固有の技術だと主張した LNG 運搬船部分再液化技術が現代重工業とサムスン重工業が保有している技術と変わらないと判断したのである。

現代重工業とサムスン重工業は、今回の判決によって公正な競争ができる環境が整ったとして歓迎している。一方、大宇造船は直ちに大法院に上告する考えを明らかにした。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 IP-NAVI 利用、大幅増大

韓国特許庁(2017. 1. 23.)

韓国特許庁は昨年、国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI、www.ip-navi.or.kr)の利用が大幅に増加したと明らかにした。ホームページの訪問者数が2015年の17万人から

2016年の25万人へと47%増加し、ページビューも180万件に達している。

*IP-NAVIの訪問者数：(2015年)172,642人→(2016年)254,241人

IP-NAVIは、知財権紛争に関する情報を統合的に案内する。海外で発生する知的財産権の紛争の速報をリアルタイムで確認することができるIP-Daily(紛争速報)、サムスンとアップルとの事件など、企業にとって重要な知財権事件を綿密に分析したIP-Insight(判例深層報告書)、各国の知的財産権制度や紛争の対応方法をまとめた海外知財権保護ガイドブックなど、知的財産権紛争に特化した様々な情報を提供している。

昨年の訪問者数の増加は、モバイルサービスの導入やSNS広報など利用者のアクセスや利便性の向上によるものとみられる。特許庁は去年8月IP-NAVIモバイルサイトを新たに構築し、カカオトークのプラス友達を開設して最新情報を簡単に入手できるようにした。

中堅企業の韓国コルマの関係者は「IP-Dailyメーリングサービスのおかげで、紛争情報を迅速に確認することができた。IP-Insightや海外知的財産権ガイドブックは知財権の実務資料として非常に有用に活用している」と述べた。

今年、特許庁はモバイルインターフェイス(UI)及び利用環境の改善など、モバイルサービスを強化すると同時に、IP-NAVIで提供する情報の品質向上に集中する計画だ。特に、需要に基づいた情報提供を拡大して利用者が希望する情報を効果的に提供する予定だ。

これまではIP Dailyを通じて紛争発生的事实を知らせることに留まったが、今年からは当該事件に関連する訴訟の状況や関連特許の動向など、利用者が要請する情報を追加的に分析して提供するサービスを開始する予定だ。

5-2 高齢者の生活支援技術に関する特許出願が活発

韓国特許庁(2017.1.24.)

韓国は急激な高齢者人口の増加によって高齢化社会から高齢社会*へと移行しつつある。高齢者の暮らしの質**が高くない中で、一人暮らし高齢者の孤独死といった高齢化による社会問題が浮上している。

*65 歳以上の人口の割合が 7%以上は高齢化社会、14%以上は高齢社会

**韓国高齢者の生活水準は 96 カ国のうち 60 位(Global agewatch index、UN、2015 年)

このような高齢化時代の状況を反映して、高齢者の安全な生活を保障する様々な技術の特許出願が活発に行われている。

特許庁によると、過去 5 年間(2012 年～2016 年)高齢者の生活安全支援技術に関する特許出願は年平均 153 件で、その前の 5 年間(2007 年～2011 年)の年平均出願件数の 72 件に比べて 2 倍以上増加した。

高齢者の生活安全支援技術は大きく、①高齢者の身体や室内に監視センサーを装着して生活をモニタリングして、危険な状況を検知して保護者に知らせる「救急安全管理技術」、②社会福祉士や医師が遠隔で高齢者とやり取りしながら健康状態を診断・処方し、相談を進める「遠隔介護技術」、③認知症の高齢者を主な対象としてリアルタイムで位置を把握し、指定された範囲を離れれば警報を鳴らす「失踪防止技術」などに分けられる。

過去 5 年間(2012 年～2016 年)分野ごとの特許出願をみると、救急安全管理技術が 425 件(56%)、遠隔介護技術が 132 件(17%)、失踪防止技術が 125 件(16%)となっており、特に出願の半分以上を占める主要分野である救急安全管理技術はモノのインターネット(IoT、Internet of Things)やウェアラブルデバイス(Wearable Device)と結び付けられ高度化されている。

例えば、以前は一人暮らし高齢者の住宅の電力使用量を遠隔で検針・分析して、一人暮らし高齢者に異常があるどうかを推定する程度(2007 年出願)だったが、最近では、一人暮らしの高齢者の手首につけるスマートバンドで体温や脈拍、血統などを測定し、管理センターでその測定値を分析して健康に異常が発生すると、消防署や保護者に警報することで健康状態をリアルタイムで精密に確認できる技術が出願(2015 年)されている。これによって一人暮らし高齢者が安心して暮らすことができるものと期待される。

また、高齢者の生活安全支援技術においては、企業の出願の割合が増加傾向にあり、この 5 年間(2012 年～2016 年)の平均増加率は 52%と、その前の 5 年間(2007 年～2011 年)の平均増加率 41%を上回る。これは、韓国が早いペースで高齢化社会に入ることに伴い、高齢親和産業分野の市場が拡大しているためとみられる。

韓国の高齢者親和産業*の規模は2012年の27兆ウォンから2020年の73兆ウォンへと急激に成長すると見込まれ、このうち、通信警報機器、健康測定用品など高齢親和用品の産業規模は2012年の1兆7千億ウォンから2020年の2兆3千億ウォンへと成長するものとみられる。

*高齢親和産業振興法(2006.12.28.制定、保健福祉部)では、高齢親和産業について高齢親和製品などを研究・開発・製造・建築・提供・流通又は販売する業として定義している。

特許庁の関係者は「世界各国の高齢人口が増加している中、高齢親和産業の規模は増加し続ける見通しであり、市場の先取りに向けた努力が必要な時だ。先端技術を積極的に取り入れて高齢者のニーズを満たせる、差別化した製品・サービスを開発して、特許を確保することが肝要である」と話した。

5-3 2016年産業財産権出願、6年ぶりに減少へ

韓国特許庁(2017.1.31.)

韓国特許庁は、2016年の特許・実用新案・デザイン・商標など産業財産権の出願が463,846件と集計(暫定値)されたと明らかにした。

前年比2.5%が減少した2016年の産業財産権出願は、2010年以降6年ぶりに減少に転じた。

1. 権利別出願

特許、実用新案、デザイン、商標いずれも前年比2.3%、10.8%、3.4%、2.1%減った208,830件、7,767件、65,643件、181,606件が出願された。

< 権利別出願件数 (5 年) >

単位：件、%

権利区分	2012	2013	2014	2015	2016	(増減率)
特許	188,915	204,589	210,292	213,694	208,830	(▽2.3)
実用新案	12,424	10,968	9,184	8,711	7,767	(▽10.8)
デザイン	63,135	66,940	64,413	67,954	65,643	(▽3.4)
商標	142,176	159,217	160,663	185,443	181,606	(▽2.1)
合計	406,650	441,714	444,552	475,802	463,846	(▽2.5)

* 国際特許・デザイン・商標出願件数を含む

2. 出願人類型別出願

特許出願を出願人の類型別にみると、中小企業、公共及び教育部門が増加傾向(中小企業の過去5年間平均7.4%)にある一方、大企業など残りはいずれも減少した。

特に、2014年まで最多の出願を記録した大企業は2015年に続いて減少し、主要出願人の中で割合が最も低かった。

< 出願人類型別(4大)特許出願件数 >

単位：件、%

区分	2012	2013	2014	2015	2016	(増減率)
大企業	42,115	48,045	45,986	42,649	38,800	(▽9.0)
中小企業	36,045	39,527	41,658	45,419	46,813	(3.1)
個人出願	35,645	37,358	38,047	40,916	39,936	(▽2.4)
外国人	44,301	44,611	46,219	46,421	45,403	(▽2.2)

一方、デザイン・商標においても大企業の出願は減少した。前年に比べ、デザインは17.1%、商標は6.7%が減ったことが分かった。

<出願人類型別(4大)デザイン・商標出願件数>

単位：件、%

区分	デザイン			商標		
	2015	2016	増減率	2015	2016	増減率
大企業	5,836	4,838	▽17.1	12,067	11,254	▽6.7
中小企業	23,411	23,199	▽0.9	52,566	55,070	4.8
個人出願	30,699	29,950	▽2.4	81,600	77,060	▽5.6
外国人	3,248	3,187	▽1.9	12,494	13,211	5.4

*国際デザイン・商標出願件数は含まれていない。

3. 特許多出願

大企業の特許出願が減少傾向にあるにもかかわらず、多出願企業の順位をみると、依然としてサムスン電子の特許出願が最も多く、現代自動車、LG電子がその後に続いた。外国企業では、クアルコム、インテル、華為の順となった。

<特許多出願(2016年)>

順位	出願人	出願件数
1	サムスン電子	5,630 (6,725)
2	現代自動車	3,791 (3,713)
3	LG電子	3,764 (3,452)
4	LG化学	3,343 (3,333)
5	韓国電子通信研究院	2,308 (2,280)
6	サムスンディスプレイ	2,020 (2,827)
7	LGディスプレイ	2,007 (2,357)
8	クアルコム	1,631 (1,505)
9	ポスコ	1,589 (1,575)
10	LGイノテック	1,170 (1,148)

* () は 2015 年の特許出願件数

< 特許多出願外国企業(2016年) >

順位	出願人	出願件数
1	クアルコム	1,631 (1,505)
2	インテル	771 (685)
3	華為	511 (300)
4	トヨタ	465 (623)
5	マイクロソフト	414 (277)
6	キヤノン	403 (414)
7	東京エレクトロン	394 (461)
8	ソニー	357 (271)
9	スリーエム	353 (361)
10	バスフ	351 (334)

* () は 2015 年の特許出願件数

4. 技術分類別特許出願

主要技術分類ごとに特許出願をみると、電気工学 34.3%、化学 21.0%、機械工学 20.6%、器具機構 13.1%、その他 11.0%の順で出願されて、前年と似たような様相を呈した。

大企業は半導体製造及び処理装置(3,169件)、燃料電池(バッテリー)関連技術(1,978件)中小企業は電子商取引、金融及び決裁方法(3,693件)、データ処理装置及び方法(1,438件)外国人は半導体製造及び処理装置(3,514件)、データ処理装置及び方法(2,026件)に関する特許出願が多かった。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム